

## 第2次中期計画（修正版）

はじめに

- I 大学をめぐる状況
- II 中期計画基本方針
- III 教育研究等に関する中期計画
- IV 業務運営の改善・効率化に関する中期計画
- V 財務内容の改善に関する中期計画

2019年4月

大阪青山学園

## はじめに

第2次中期計画が策定されたのは、2016年である。現時点からみれば3年前である。わずか3年ではあるが、この間、全国の大学ならびに本学をめぐって状況の変化が見受けられるようになった。とくに中央教育審議会は『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン』を2018年11月に答申し、今後の高等教育のあり方を方向づけるにいたった。一方、本学も、その存続ならびに充実・発展に関して不可避の諸課題に取り組まざるをえない新たな状況を迎えている。そのため、答申で謳われている内容と本学が直面する固有の課題とを往還させつつ、あらためて本学の中期計画を策定する必要があると判断される。とはいえ、この課題認識は、すでに策定した第2次中期計画を根本的に改定すべきであるという認識を意味するものではない。同中期計画では、「現時点で取り組むことのできる改革改善方策等を、現時点での状況判断に基づき策定した…従って、今後予想される文部科学省・中央審議会の審議結果や社会情勢の変化等、状況の変化に臨機に対応し、必要な変更を加えることを妨げるものではない」とされている。この指摘にもとづいて近年の状況の変化に対応しようとするのであれば、第2次中期計画の内容は基本的に踏襲しつつも、なお部分的な修正を施す必要がある。本「修正版」は、この必要に即して2020年度（財務内容に関しては2022年度）までの同中期計画を補正するものである。

## I 大学をめぐる状況

### 1 18歳人口の減少と大学の存続

18歳人口は、平成4年の205万人をピークに減少の一途をたどり、平成28年には120万人と激減している。これに対して、大学進学者数は、この期間で見れば54万人から63万人へと増加し、大学進学率も一貫して上昇している。しかしながら、大学進学率が上昇しても、18歳人口のさらなる減少が加わることで、大学進学者数の増加は見込まれない。それどころか、いわゆる2018年問題に端を発し、2030年には58万人に落ち込むと予測されている。とくに大阪の18歳人口は、2016年を基準にすれば2030年には17%減となり、定員充足率も90%を切るとする推計もある。そのため、とくに小規模私立大学は、その存続さえ問われる状況を早晚迎えることとなる。また、高等教育無償化に伴う機関要件の充足も大学の存続にとって不可避である。加えて、北摂地区（大阪市北部、吹田市、茨木市）には本学と同一領域の管理栄養士養成、看護師養成、保育士・教員養成にかかわる学科を設置している私立大学が多数あるだけに、よりいっそう大学の存続を賭けた競争が激化するの推測に難くない。

さらに、18歳人口と大学進学者数の減少のしわ寄せは、現在のところ、短期大学に集中しているとみることができる。全国の短期大学数はピークの平成8年598校に対して平成28年には343校、短期大学学生数はピークの平成5年の530,294人に対して同じく平成28年には128,460人と、激減している。その結果、入学定員充足

率もここ数年で90%前後となっている。この数字は、進学ニーズにおける短期大学の歴史的使命の終焉の始まりを意味すると受けとめざるをえない。大学以上に短期大学の存続の如何を直ちに検討する必要に迫られている状況である。

## 2 大学のダイバーシティと大学におけるダイバーシティ

大学の存続は、定員充足による経営基盤の安定化をその何よりの基礎としている。しかしながら、単なる量的数あわせに終始する定員充足は、逆に大学の存続さえ危うくする。大学の存続は、大学の個性化とレーゾンデートルの強化との関連においても検討されなければならない。

現代は「ダイバーシティの時代」ともいわれる。ダイバーシティは、生物多様性や種の多様性とどまらず、企業経営にいたるまで多くの分野で重視されている。大学もまたその例に漏れない。大学に関しては、その存続を危うくしかねない大学間や法人間の連携・統合・合併等を別にすれば、少なくとも2局面から多様性が捉えられる必要がある。ひとつは、大学の多様性であり、各大学のミッション（「強み」）に応じた多様性という局面である。いまひとつは、大学における多様性という局面である。学生ばかりではなく、教員の構成や、分野横断的な専門知の組み合わせによるスペシャリスト養成のための教育プログラム等における多様性である。今日、大学には、このような二重の意味でのダイバーシティが求められている。大学の個性化とレーゾンデートルの強化は、このダイバーシティの観点を作動させることと連動して探究されるべきである。

## 3 大学教育の質保障

大学の個性化とレーゾンデートルの強化とは、特色ある大学づくりと換言できる。そのためには、ヴィジョンを描くにとどまらず、実質的な大学教育の質的向上にも具体化される必要がある。そのさい、何よりも問われるのは、教育活動の質保障である。この10年ほどの間、大学は、ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシーの明確化、学士力の保障、大学教育の質的転換、主体的な学修時間の増加、教育課程の組織的・体系的な編成、学修成果の評価、教育活動の評価など、多岐にわたる教育活動の質保障が求められてきた。そのうえで、今日では、学修者本位の教育への転換、教学マネジメントの確立、学修成果の可視化と情報公開がさらに課せられるにいたっている。

学術の中心としての大学は、学問の自由と教育の自由を背景に発展してきた。したがって、大学は、この理念を原則にすべきであることはいうまでもない。そのうえで、今日求められている課題に対して自主的かつ創造的に迫るよう努力しなければならない。そのさい、学修者本位の教育の転換とは、教員の教授活動の軽視を招くのではなく、教えと学びの新たな統一を探究する方向で打開されるべきである。したがって、学修成果の可視化もまた、学びの本質とは乖離した単なる実証主義に陥らず、かつその自己目的化に終始することもなく、教育活動のリフレクションに反映させる回路を保障するものでなければならない。教学マネジメントは、そのための措置として確立されるべきである。

#### 4 大学のガバナンスと学長のリーダーシップ

支配や統治としてのガバナンスは、独裁を招きやすい。これに対して、構成員が主体的に関与し合意形成するシステム構築をめざすガバナンスは、組織の充実と発展を促す。大学は、自律した教育・研究機関であろうとする限り、この種のガバナンスが求められている。大学のガバナンス改革で重視されてきた意志決定の効率化、意志決定における権限・責任の明確化、教授会機能の明確化などは、ここに位置づけられるべきである。そのためには、理事会・評議員会の機能強化とともに、構成員のフォロアシップに裏打ちされた学長のリーダーシップが求められている。学長のリーダーシップが発揮される体制づくりも、大学改革を機動的に推進するうえで重要であるという認識の下に、これまで以上に整備される必要がある。

## II 中期計画基本方針

### 1 大学の基本理念

本中期計画（修正版）においても、本学の以下の精神・使命・目的を堅持する。

#### (1) 建学の精神

「高い知性と学識豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」

#### (2) 大学の使命

「グローバル化する現代社会にあって、わが国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性、倫理及び創造性を備えた専門的職業人を育成し、もって地域社会に深く貢献する」

#### (3) 大学の目的

「学術の中心として深く真理を探究するとともに、わが国の文化と伝統に基づいた感性、知性、倫理性及び創造性を備えた個性豊かな教養人を育成し、もって広く社会に貢献することを目的とする」

### 2 中期計画の目標

これまでと同様に、「小規模だがたくましい大学」を本中期計画のスローガンとして掲げ、健康科学部の健康栄養学科、子ども教育学科、看護学科、短期大学部の調理製菓学科それぞれにおける専門的職業人の育成を使命とするとともに、「人間形成を基本的に考える大学」、「学生満足度の高い大学」、「社会から注目される大学」をめざす。これを前提にして、現時点から 2020 年度までの中期目標としては、とくに以下を掲げる。

- (1) 進学ニーズにおける短期大学の歴史的使命の終焉の始まりという状況を受け止め、2020 年度入試における調理製菓学科の学生募集を停止し、在学生の

- 卒業をもって同学科を廃止する。その間の短期大学部の教育研究等の質は、低下させることなく維持する。
- (2) 大学の多様化に対応して、健康栄養学科・子ども教育学科・看護学科における専門的職業人養成の特色をより鮮明にし、大学のブランドを再構築するとともに、新たな教育研究組織設置の可否を検討する。
  - (3) 私立大学等改革総合支援事業への応募を手掛かりとして、組織運営、教育内容・方法、教員等の質的向上、高大接続の各局面での改善を図る。
  - (4) 高等教育無償化のための機関要件を満たす。
  - (5) 教育研究等の質的向上、業務運営の改善・効率化、ならびに財務内容の改善に関しては、これまでの成果にもとづいていっそうの推進を図る。

### Ⅲ 教育研究等に関する中期計画

#### 1 教育活動等に関する措置

##### (1) 教育課程の運営と編成

- ①健康栄養学科の3コース制の導入ならびに現在検討されている新コース設置に応じたカリキュラムを必要に応じて検証ないし整備する。
- ②子ども教育学科においては、認可された保育士養成課程・教職課程を適正に運用するとともに、その内容充実をさらに検討する。
- ③看護学科の教育課程はコアカリキュラムに対応して整備するとともに、完成年度後のカリキュラム編成について随時検討する。
- ④必要性和可能性に応じて、学科の特性にしたがってカリキュラム・マップの作成と科目のナンバリングを検討する。

##### (2) 教養教育の充実

- ①学士力の一環として求められる、広い意味での教養教育と専門的職業人として要請される教養教育との一体化の内実を見直す。
- ②本学独自の必修教養科目「伝統文化に学ぶ」の教育効果を検証する。

##### (3) 授業の改善

- ①事前事後学修を促す授業ならびにアクティブ・ラーニングの視点を働かせた授業を拡充する。
- ②ICTなどを活用した双方向型授業をさらに拡充する。
- ③本学の特色である少人数教育のさらなる徹底を図る。
- ④授業評価アンケートの内容を改善する。
- ⑤複数教員参画型授業による初年次キャリア教育をはじめとして初年次教育を、各学科の特性をふまえて応用的な学びにまで繋げて充実させる。

##### (4) 学修成果の把握

- ①各学科の特性に応じたアセスメントポリシーを策定する。
- ②退学勧告を含む履修指導におけるGPA活用の検証を行う。
- ③履修科目登録ができる単位数の上限設定の柔軟化と厳格化を検討する。
- ④学修成果の検証と可視化を可能とする多面的手法を検討する。

#### (5) 学修環境の整備

- ①学生のニーズをふまえながら、国家試験対策や自学自習などができる学修環境を整備する。
- ②バリアフリーも含めた学生が学びやすい教室などの学修環境の年次的整備計画をたてる。

#### (6) 学生支援のための措置

- ①学青会並びに各学科の学生の声を十分聴き、学生支援に資する方策を必要に応じて講ずる。
- ②学生の生活全般の支援体制として構築しているクラス担任制度・チューター制度をあらためて検討するとともに、クラス担任・チューターの果たすべき役割を明確にする。
- ③進路に迷いが生じている学生の支援体制を強化する。
- ④特別なニーズのある学生への対応としては、各学科・学生支援センター・学習支援室等との連携ばかりではなく、相談窓口の設置を学生に周知徹底し、支援機能の強化を図る。
- ⑤学力不足と思われる学生に対しては、全学的な課題認識の共有の下に、各学科ごとの特性に応じて可能な範囲での学力補充を工夫する。
- ⑥国家試験に向けた学生支援策を見直し、学生のニーズに応じた支援のしくみを検討する。
- ⑦「学生生活実態調査」を継続するとともに、必要に応じて学生の参画も得て、調査結果を生かした可能な改善策を検討・実施する。

#### (7) 入学者の選抜・受け入れに関する措置

- ①ダイプロマポリシー・カリキュラムポリシーとの関連で、必要に応じてアドミッションポリシーの再整備を図り、入試区分の名称変更ならびにそれにふさわしい多様な入学者選抜を拡充・実施する。そのことによって不本意入学や無目的入学の抑制も図る。
- ②多様な入学者選抜は、入学者の量的確保と学力の3要素にそった質的側面を考慮した方法とする。
- ③オープンキャンパスや授業参観も含めた大学見学会をはじめとして、認知度・知名度を向上させる広報活動が無駄なくかつ工夫して展開する。
- ④大学入学共通テストを利用した入学者選抜の導入の可否を検討する。
- ⑤大学独自テストにおける記述式問題の設定に関する検討を行う。
- ⑥英語をはじめとした外部検定試験の取り扱いに関して検討する。
- ⑦高大連携を拡充する。
- ⑧各学科の特性をふまえた入学前教育のあり方を再構築する。

## 2 研究活動に関する措置

- (1) 教員の研究活動の支援のため、引き続き研修日を定時的に保障する。
- (2) 教員の研究費は一定額を保障するとともに、若手研究者の研究活動支援を強化する方策を検討する。

- (3) 科学研究費補助金などの外部資金獲得を奨励する。科研費申請者には、一定額の研究費増額を検討する。
- (4) 学科横断的なテーマによる共同研究を奨励し、必要な共同研究費を補助する。
- (5) 本学の発展に資する大学改革を推進するための組織的な共同研究体制を整備し、資金を戦略的に配備する。

### 3 地域社会との連携に関する措置

- (1) 本学の特色を生かした、箕面、池田、川西の3市等との連携の実現に向けた協議を行う。
- (2) 箕面、池田、川西の近隣地域の住民を対象として、栄養・子ども教育・看護ならびにわが国の伝統・文化などの各分野にわたる教養を高め、栄養改善・健康増進・子育てなどを支援するために、学内外で公開講座を開催する。
- (3) 教員免許状更新講習会を複数回実施するとともに、保育士等のキャリアアップ研修の実施を検討する。
- (4) 地域の給食の安全性の確保のために実施している放射能測定を継続する。
- (5) ガンバ大阪との協議の下に、学生の学びに資する学生主体のプロジェクトを立ち上げ、連携を深める。
- (6) ソフトボール部による箕面駅周辺の清掃活動および箕面市消防団学生消防隊「MATOY」の活動支援を継続する。

### 4 その他の措置

- (1) 卒業生の就職先訪問、転職・再就職支援、再入学支援などの卒後支援体制の検討を行う。
- (2) 卒業生のネットワークの構築を検討するとともに、卒業生と在学生との交流機会を設ける。
- (3) 附属青山幼稚園との連携・協力関係の体制を整備する。
- (4) グローバル化に対応して、学内において国際的な学術講演会を開催する。

## IV 業務運営の改善・効率化に関する中期計画

### 1 組織運営等に関する措置

- (1) 大学構成員の納得と合意に裏打ちされた、学長のリーダーシップによる迅速な意志決定のしくみをいっそう整備する。
- (2) コンプライアンスを含んだ大学における業務の効率的かつ効果的な監査機能を強化する。
- (3) 学外の参画ならびに学生の直接的な参画を得た、大学の取り組みの点検・評価を整備し実施する。
- (4) 学長を中心とした全学的な教学マネジメント体制を構築し、教育課程の適

切性などを検証する。

- (5) IR 機能を再整理し、設置されている IR 委員会の PDSA サイクル機能の強化を図る。
- (6) 学長裁量経費の増額によって、大学改革、共同研究、社会貢献活動などを推進する。
- (7) 自己点検・評価委員会を中心にして、PDCA ないし PDSA サイクルによって教学運営、業務運営などを漸次改善する。
- (8) 各種委員会などの整理統合を図り、大学運営の合理化・効率化を実現する。また、そのための諸規程の見直しを行う。
- (9) 業務および組織の機能を見直し、組織的・機動的な業務体制を整えるため、必要に応じて再編・統合を行う。
- (10) 教育の質保障ならびに大学の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員の意識・能力を向上させる原則全構成員参加による FD ならびに SD を実施する。
- (11) 教職員の意識・資質・能力の向上のために、職員および教員に対する評価制度を導入・実施する。
- (12) 各学科共通の採用・昇任人事を取り運ぶシステムを明確にする。

## 2 教育研究組織に関する措置

- (1) 調理製菓学科の学生募集を停止し在学生の卒業をもって同学科を廃止することに伴い、既存の教育研究組織のあり方を検討する。とくに、大学院あるいは研究施設の設置などの可能性を検討する。
- (2) 私立大学研究ブランディング事業（現在は停止）への応募のために設けた検討会で、引き続き大学のブランディング内容を検討する。とくに各学科において養成する専門的職業人の本学ならではの特色づけ、ならびにそれを踏まえた大学全体の個性化の内容の検討によって、重層的な本学の「強み」を明確にする。
- (3) 各学科の教育研究組織の再配置を検討するとともに、各学科内の協力体制を恒常的に検証する。
- (4) 教養教育の充実のために、共通教育センターのあり方・運営などを明確にする。
- (5) 学習支援室の役割・運営などを再検討する。

## V 財務内容の改善に関する中期計画（別紙）